

定 款

特定非営利活動法人
リノラ未来

特定非営利活動法人リノラ未来 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リノラ未来という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市南鷹尾町13街区2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者に対して、地域社会での自立を実現するための支援に関する事業を行い、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害児に対する学童保育の事業
- (2) 障害者に対する一時預かり事業
- (3) 障害児・者に対する余暇活動及び文化・芸術活動事業
- (4) 障害児・者に対する生活支援事業
- (5) 身体障害児・者のための補装具・日常生活用具委託給付事業
- (6) 障害福祉サービス事業
- (7) 福祉・保健に関する調査・研究事業
- (8) 福祉・保健に関する広報・啓発事業
- (9) 障害者雇用促進法に定められた障害者就業・生活支援センター事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第6条 削除

第2章 会 員

(種 別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第8条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1 本会の運営の趣旨を理解し賛同する個人・団体とする。
- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を、通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第11条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除 名)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会

を与えなければならない。

- (1) この定款および理事会が定める規程・規則または法令に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以内を副理事長とする。

(選任)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て決めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任 期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

第20条の2 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営上の重要事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は2年以内とする。但し再任を妨げない。
- 5 前任者の補充のため、又は増員によって就任した顧問の任期は、前任者又は現認者の任期の残存期間とする。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関することの承認
- (5) 事業報告及び収支決算に関することの承認
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日

時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。但し、この場合の書面は、電子メールでも可とする。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その

数を付記すること

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会で決定すべき当法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (8) 重要な財産の取得又は処分等に関する事
- (9) 重要な事業運営に関する事
- (10) 多額の借入金の借入に関する事
- (11) 損害賠償の決定及び和解等に関する事
- (12) 役員報酬に関する事項
- (13) 理事長の職務代理者の選任に関する事
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、原則としてその日から起算して 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、原則として開催の日の 3 日前までに通知しなければならない。

但し、緊急性を要する議決事項が発生した場合においては、全理事の同意があればこの限りでないものとする。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 36 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 37 条 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。但し、この場合の書面は、電子メールでも可とする。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第 3 5 条及び前条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 削除

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関しては、理事会は、その事業年度終了後の通常総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場

合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない

ない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 50 条 この法人が解散したとき合併又は破産による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は社会福祉

事業法第 22 条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホーム

ページに掲載して行う。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑 則

(委任)

- 第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	入会金		1,000円
	会費		1,000円
団体正会員	会費	一口	10,000円
(2) 賛助会員	会費		
	(個人)	一口	1,000円
	(団体)	一口	10,000円

平成17年6月26日一部改正(事務所所在地の変更)

平成19年5月19日一部改正(特定非営利活動に係る事業を追加し、その他の事業を削除)

平成20年5月24日一部改正(第7・8・23・44・53条の字句の一部訂正及び40・43条削除)

平成21年3月14日一部改正(第5条9,10号事業の追加訂正)

平成22年8月23日一部改正(事務所所在地の変更)

平成23年5月22日一部改正(第10条、第22条、第28条、第31条、第33条、第37条の修正

及び追加訂正)

平成24年8月7日一部改正(第16条)

平成25年8月7日一部改正(第1条)

平成29年5月21日一部改正(第12条、第14条2項、第20条、第26条、第34条、第53条)

令和2年8月1日一部改正(第1条、第2条)